

官報

号外 昭和二十三年六月十日

（第二回）衆議院會議錄第五十九号

昭和二十三年六月九日（水曜日）

午後二時五十分開議

議事日程 第五十五号

昭和二十三年六月九日（水曜日）

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

○議長（松岡駒吉君） これより會議を開きます。

一 國務大臣の演説に対する質疑
○議長（松岡駒吉君） 大蔵大臣の財政演説に対する質疑に入ります。順次発言を許します。植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 申すまでもなく、芦田内閣成立後すでに四箇月有余を経過いたしております。にもかかわらず國民は、その政治、その政策の実体について、未だ何ものをも把握することができません。（拍手）もちろん、芦田内閣は民主、社会、國民協同党の三派の政策協定を基盤として組織されたものであることは、天下周知の事実であります。しかも芦田首相は、内閣成立以來南船北馬、もっぱら外資導入を宣傳

し、もしくは各地の補欠選挙の應援に東奔西走して席の温まるとまのながつたことも、世間一般に承知いたしておるところであります。御承知のごとく、わが國の會計年度は本年の四月より來年の三月までであります。従つて、二月に成立せし芦田内閣は、何をさておいてもまず予算案の編成に没頭し、晝夜兼行、速やかにこれを完成し、その政策を國民に明示し、もつて國家の向うところを知らしめねばならぬのであります。これは眞に國家・國民を思ふ政治家の當然の任務であり、かつ責任であります。しかるに芦田首相は、さらにこの筆に出でずして、在

萬四箇月を経過し、四、五、六の三箇月間、暫定予算によりて國政を糊塗し、まつたく政治の空白を生ぜしめたのであります。

思ふに芦田首相は、三派政策協定の無理なることを十分承知しておられるのであります。そうして、忠実にこれを実行しようとするれば、内閣の運命をも危険ならしむるおそれがある。（拍手）それゆゑに、これまでつとめてこれに触れることを忌避し、内閣延命策のために、ただ時をかせぐべく今日

に至つたのではありますまいか、その無責任につき、かく言われても、おそらく芦田首相は弁解の辭をもたぬであらう。私はここに、芦田首相のしばしなされた宣傳聲明と、いわゆる三派の政策協定と、ただいま問題となつてゐる予算案とをにらみ合わせ、あえて教條條の質疑を試みようとするのであります。

芦田首相は、各地の演説または講演において、かく述べられてゐる。芦田内閣はど成立当時不評判の内閣は、未だかつて存在したことはない、しかし、これは不評判のどん底なのである、これから外資を導入し、経済産業の復興をはかり、國家再建の基礎をつくれれば、漸次評判のよい内閣になることは疑いないと、芦田首相は、外資導入は芦田内閣の一枚看板であるかのやうに、過去四箇月間、到るところにおいて宣傳されたのであります。

そこで、芦田首相の外資と唱えられしものは、もっぱら琉球、朝鮮、日本等に向けられてゐる米國の四億二千余万ドルの救済資金と、最近米國下院歳出委員会によつて否決された対日韓經濟復興援助資金たる一億五千万ドルの

みを意味するものであるのかどうか。それとも、主として民間人の外資導入を意味するのであるまいか、どうでしょう。前者は、主として米國政府の世界政策の一環における極東政策に基く、わが國に対する外資にはかならぬのであります。これと異なり、われわれのいわゆる外資と称するものは、米國政府の政策に因するものではあります。われわれの重要視する外資は、わが國の國內における事情及び政府の政策によつて導入せらるべきものを意味するのであつて、かかる外資の導入には、わが國の受入態勢を整へることが實際先決問題であると思われまふ。芦田首相は、外資導入によつて芦田内閣の不人氣は一氣に回復されるものと、口癖のやうに宣傳されたのであります。芦田首相はこれに對して、國內態勢を整へるためにはたしていかなる政策をとられたのか、またとられようとするのであるか、これを伺いたのであります。

も考慮を要すると思われまふ。また經濟力集中排除法案に關しても再検討が必要ではありますまいか。さらに實質的に眞にバランスのとれた財政政策の設定が絶対必要條件であります。これらに對し、芦田首相ははたして何をなされたのであるか、これについて芦田首相の明確なるお答えを要求するのであります。

私は、さらに芦田首相に伺いたい。芦田首相は、軍事公債の利拂停止などを実行し、はたして外資が導入し得られると思われているかどうかであります。芦田君の御承知であります。芦田首相は、英米人ほどコントラクトの神聖を尊重するものではありません。軍事公債といへども、政府とその所有者との間における一種のコントラクトである。その支拂條件を、政府の一方的意思によつて自由に変更し得るやうな政治的狀態において、米國人が日本に對して、はたして資本を投下し、または企業を計画するといふことがありましようか。芦田首相は、これを何と考へられてゐるか、明確なる答を要求するのであります。それのみではない。元來米國人は、概して社会主義や、極端な統制経済や、計画経済は、大きらいな國民であります。極端な統制経済を実行したり、石炭國管をやつたり、電力國有や肥料、製鐵の國管を唱えておつて、外資導入を主張して

も、これは容易に實現し得られること

ではないとわれ／＼は信ずるのであります。これでも芦田首相は、芦田内閣のもと外資が導入できると思つておられるかどうか。私は、これに對しても明確なお答えを要求するものであります。

私は、なおこの際軍事公債の利拂停止問題に關し、芦田首相及び北村蔵相に對して、どうしても償しておかなばならぬことがあります。さる五日の暫定予算審議の際、芦田首相及び北村蔵相の両者は、軍事公債に關する社会党との協定は、軍事公債の利拂を停止するといふことであつたと明言されたのであります。その結果でありましたか、ただいま問題の本予算案は、軍事公債利拂を一箇年延期することに計上されているが、芦田、北村両相は、これによつて社会党との公約はすべて実行済みだと思つておるのであります。社会党との公約は、單に軍事公債利拂は一箇年延期するといふのであります。また、それとも、その公債に對するすべての利拂を停止せしめるのであつたのであります。北村蔵相の最近の口吻によれば、これは本年度だけの延期で、その後はやらぬのだというように聴かれましたが、はたしてそれが社会党との公約かどうか。五月の暫定予算審議の際、それは言われておりません。これはどちらがほんとうなのであるか。この際、両相によつてこれを明確に答弁

されたいのであります。財政計画上、またわが國の財界安定のためにも、これを明瞭にしておく必要があるのであります。

なお外資導入問題に關連して、健全財政につき蔵相の所見を質しておきたいのであります。蔵相は、本年度の予算は健全財政だと盛んに吹聴しておられますが、蔵相の健全財政とは、單に歳入歳出のつじつまだけを合わせたものでさえあればそれでよい、あえてその實質は問うところでないと言われるのであるかどうか。われ／＼が健全財政と稱するものは、少くとも赤字を克服したもので、または克服し得ると見送りのついたものでなければならぬのであります。

本年度の予算は、中央・地方を通じて約六千億、そのうち、中央政府の地方分與金や赤字によつてようやく收支のつじつまを合せている約二千億の地方財政はしばらくこれをおき、約四千億による中央政府の予算について、鉄道運賃の三倍半、通信料金の四倍引上げというとき、過重の負担を國民に課しているにもかかわらず、なお鉄道及び通信特別会計において、約百三十億という赤字が出ているのであります。そうして、いつこれが克服されるという見透しは全然ない。かつまた、予算と物價との相互均衡をはからんとして五百十五億という巨額の價格調整費を計上されていますが、はたして

賃金三千七百円ベース、公債七割値上りを維持できるかどうか、はなはだ疑問であります。のみならず蔵相は、この際追加予算は必ず提出しないと保障し得るかどうか。これらを考慮しても、蔵相は本予算案を健全財政の表現なりと主張し得るかどうか。われ／＼の見解をもつてすれば、本予算は單なるバランス・パッケージであつて、健全財政とはすこぶる遠いものと思われまゝですが、蔵相はあえてこれをしも肯定する勇氣ありや否やを質しておきたいのであります。

さらに、政府に對して質しておきたいことは、悪性インフレ防止の問題であります。今日何人が政局に立つても、わが國國家再建のために絶対必要な政策の一つは、インフレ防止の対策であります。蔵相は、本予算によつてインフレの高進が緩慢化されると主張しておられますが、私はむしろ、その逆であると信ずるのであります。インフレ防止については、少くとも消極的方面と積極的方面とにおいて、ある対策を立てられなければなりません。その消極的方面においては、極度に不生産的な政府支出を削減すべきであります。それは徹底的な行政整理を斷行し、行政の簡素化、合理化を実現せねばなりません。しかるに、政府の企てられている行政整理のごときは、單にお茶を濁す程度のもので、これによつてインフレ抑止に役立つなどとは思ひも及ばざ

るところであります。のみならず、その積極的方面においては、大いに生産増強を企つべきであるのに、政府はこれに對して、何らの政策を示しておりません。しかし片山内閣以來、三派連立内閣の生産増強の唯一の建設的政策なりし石炭國管案は、まだ現実に実施されていないではありませんまいか。しかも、その実施によつては石炭減産のおそれさえないと、たれか斷言し得るであります。どうか。

加ふるに、政府は依然として極端な統制經濟を堅持し、一面においては官僚政治を強化せしめ、國民の經濟活動を萎靡沈滞せしむるとともに、人心の腐敗墮落を招來し、やみ行爲を横行せしめ、インフレを助成せしめていることは事實であります。しかして、軍閥によつて敗れた日本は、今や統制經濟を根城とする官僚陣によつて經濟的破滅に陥らんとしているものであります。政府は、はたしてこの事實を感知されているのかどうか、お答えができるなれば何つておきたいものであります。さらに、鉄道運賃の三倍半、通信料金の四倍の引上げは、何というてもインフレに拍車をかける性質のものであることは疑いありません。また賃金三千七百円ベースは、すでに鉄道従業員の五千円ベース要求によつて脅かされております。價格調整費五百十五億円もまた公債七割の上昇にて食い止め得られるものとは思われません。従つて、

本予算によつてインフレが緩慢化されようというごときは、痴人の夢にひとしきものであります。われ／＼は、昨年度の予算に比し一躍九割を増加せる、歴大なる、インフレにむしる拍車をかけるものと思ひますが、蔵相はこれでも、あえて本予算によつてわが國の悪性インフレの傾向が緩慢化されると主張するのであるかどうか、その確たる所見を、理由を裏づけして伺いたいのであります。(拍手)

政府は予算編成にあたりて、本年度の國民所得を一兆九千億と勝手に予想算定し、昨年度よりも國民所得が著しく増大するものとの見地に立ち、國民の負担力が増大したと臆断しておるようであります。これは大いなる誤りであります。國民所得が、増大しても、國民の實質的所得はむしろ低下している。國民の生活は一層苦しくなつております。しかるに政府は、所得的形式的な増大に樂觀し、歳入をはかるよりも、依然として歳出中心の歴大な予算を編成しておるのであります。これははなはだしい誤りである。敗戦日本のごとき國力喪失の現状にあつては、國家といへども予算の編成方針は、入るをはかつて出するを制することを原則とせねばなりません。しかるに、予算全体を通じて見るのに、政府が政費その他不生産的國家の支出節約に努力した形跡はほとんど発見されません。また歳入面においても、運賃、通信費等の

大幅値上げを初めとして、事業税、取引高税等の新税を創設する等、國民の担税力を無視する予算案の編成となつておるのでありますが、われわれは、政府のかかる方針をそのまま承認することはできないのであります。われわれは、歳入歳出ともに國民の輿論に従ひ、國民の声に聴き、大幅の修正を施し、急速に予算の成立をはからんとするものであります。政府はかかる修正に應ずる用意ありや否や、これを確めておきたいのであります。(拍手)

國家の産業經濟の危機に際し、國民の血の出るような税金によつて國費を賄ふとする以上、予算の支出は最も有効適切な面にこれを使用すべきであることは言ひまでもないことであります。従つて、総合的な予算の編成は禁物であります。よろしく超重点的な編成方針をとるべきであります。しかるに、大蔵大臣の説明によれば、進駐軍費、これは絶対的なものとして、そのほか價格差補給金と地方分與金で、すでにその支出の五三%に達しているものであります。公共事業費に對しては、その残余をただ適当にばらまいていくというにすぎないのであります。何たる無方針、何たる無責任の予算編成でありましょうか。(拍手)われわれは、六・三制の急速実現、さらに災害防止の治山治水、土地改良、災害復旧等は、急速に、しかも優先的に完成しなければならぬと主張するものであ

ります。(拍手)治山治水、災害復旧等については優先的年次計画を立て、短期間にこの工事を完成するよう予算の超重点化をはかり、これがために公共事業費を思い切つて増額することが、産業復興を促進し、増産を招来し、しかもインフレ抑止の一翼たるものとわれわれは信ずるのであります。(拍手)

政府は、われわれが公共事業費増額の修正を提案する場合、これに應ずる心構えありや否やを伺いたいのであります。次に、政府は産業復興五箇年計画なるものを発表し、昭和二十三年を第一年次とする方針を安本長官より説明されたのであります。その計画がはたして本予算に計上されておるかどううか、数字をあげて明確なる御答弁を願ひたいのであります。(拍手)

芦田首相は、その施政演説において、産業再建のために資本の蓄積を促す措置を講ずると國民に約束されたのであります。政府の政策が、はたしてこの予算によつて具現し得るかどううか、これが疑問であります。歴大な國民負担を要求する予算を編成しながら、資本の蓄積をいかにして実現するつもりか、これに對して、具体的な芦田首相の御答弁を願ひたいのであります。(拍手)

度予算案のどこにその費用を計上してあるのか。(拍手)われわれは、われわれの見当によると、首相のこの声明もまた例の空手形か空宣傳で、政府の公約はいつも予算に現われていないと思われ、この点、数字をあげて明確なる御答弁を願ひたいのであります。(拍手)

要するに現在の日本は、産業復興が何より急務であります。かつ、これがインフレ防止及び國民生活安定の基礎的対策であります。ゆゑに、これは政治の重点なりとわれわれは考えておるのであります。従つて、産業復興及び開発のための費用は、何よりも優先的に支出すべきものであるとわれわれは考えております。そのために、一面において國費の冗費を思い切つて削減するとともに、他面において、終戦処理費の一部及び治山治水事業のごとき、一時的な消費でなく、その資産及び施設があとに残つて生産的利用價值を有する部面の経費は、公債の発行によつて支弁することもまた妥当であるとわれわれは考えております。政府の所見ははたしていかん。もし公債発行も差支えないとすれば、公共事業費における予算の増額と組替修正を行う政府の用意ありや否や、これを併せて伺ひたいのであります。(拍手)

最後に、重ねてお尋ねいたしておきたいことは、追加予算についてであります。財政法の規定によれば、本予算提出後、予想せざる事項の発生した場合、政府は追加予算を提出することができるのであります。政府は本予算をもつて、爾後追加予算の必要なきものと認められておるかどううか。もし單なる行政費の膨脹にあらずして、産業復興、公共事業等に対して追加予算の提出が予想せられるならば、われわれはそれにつき、本予算と併せて急速に審議の責任を果したいと思ふのであります。以上が、私の質疑の要点であります。(拍手)

以上陳述せる諸点につきまして、責任をもつて明確なる御答弁を煩わしたいのであります。(拍手)

國務大臣(芦田均君) 植原君の質問に對してお答えいたします。

外資導入の問題については、植原君の御指摘になつた通り、政府のクレジットと民間の外資との二つにわけて政府が考えていることは、もとより当然のことです。その点について、

民間のクレジットはどういう見通しかというお尋ねのようでありました。今朝の新聞で報道されておる六千万ドルの棉花借款は、純然たる民間投資であります。なおこれに引續いて具体化せらるべき借款も、次第に公表し得る時期がくることと存じます。

次に、外資導入について受入態勢はどうなるかとの質問であります。

が、申すまでもなく、わが國が諸外國の資金を導入しようと思ふならば、まずもつてわれわれ自身の手によつて各産業に生産の増強が行われ、インフレが克服せられ、健全財政が樹立せられることの必要であることは、申すまでもないのであります。さらに進んで労働條件の不安を除くこと、すなわち、わが國の勤勞階級が経営と資本に協力して、勞力と資本と経営とが相調和して、わが國の經濟再建の順調なる進境が示されるということが、受入態勢として最も必要であることは申すまでもありません。なお必要な法律上の各種の改正については、すでに今回の國會に提出せんとする、たとえば法人税の軽減のごときも、その一つであります。また、目下政府において着手いたしております、外資導入の妨害となるべき諸條件を除去するための必要な改正も、受入態勢の上に重要な諸点であります。

軍事公債の問題については、詳細な点は、大蔵大臣よりお答えいたします。が、大蔵大臣の答弁に先だつて、私から一言お答えいたしておきたいことは、軍事公債の利拂停止の事実が對外信用を阻害して、外資導入の妨害となるのではないかとお尋ねであります。當時の外國諸新聞に現われた報道は、軍公利子の支拂停止は日本の内政問題であるという記事を掲げて、ロンドンの市場に於いても、

の市場においても、日本公債は、これのために下落はいたしておりませう。

その次に植原君は、……

「困るのは資本家だけだ」と呼び、その他発言する者あり」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○國務大臣(芦田均君)(続) 資本の蓄積について政府はどう考えておるかという質問であります。今回新たに提出いたしました予算に伴う國家の租税、専賣益金等は、國民所得一兆九千億圓に比例して約二二%になるのであります。この負担は國民に対して多大の犠牲を強いるものであることを、われわれははなはだ遺憾に思います。けれども、今日わが國がおかれたる敗戦經濟の現状においては、結局われわれ國民がその生活の水準を切り下げて、これによつて産業建設に必要な資本を蓄積する以外に方法はないのであります。(拍手)そういう意味において、われわれは國內において極力われわれ自身の決意と努力とを固める方向に一意専心いたしておる次第であります。

さらに、行政整理の問題についてお尋ねがありました。御承知の通り行政整理は、終戦以來歴代の内閣が常に標榜した政策であります。今日まで諸般の事情によつて実行ができなかつたのであります。このたび政府は、さしあたり人件費の二割五分を節約することによつて行政整理を断行する決心であります。これに対して、お茶を濁すにすぎないという御批判でありました。しかし、植原君のおられた内閣においては、そのお茶さえも濁さなかつた。(拍手)

「どうだ、自由党」と呼び、その他発言する者あり」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○國務大臣(芦田均君)(続) 統制經濟の問題について……

「そのときの関係はなかつたのか」と呼び、その他発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○國務大臣(芦田均君)(続) お答えいたします。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣(北村徳太郎君) 植原議員の御質問のうち、私に關する部分についてお答え申し上げたいと思ひます。

第一の問題は、健全財政の問題でございますが、これは申すまでもなくインフレーションと關係をすることでありま。す。すなわち、ドレーパー・ミツシヨンの報告書をまつまでもなく、日本においてどうしてインフレーションを収束せしめるかということが、現下

最大の課題であることは、申すまでもないのであります。従ひまして私どもは、このインフレーションを収束する一つの重要な案件として、まず國家財政の均衡をはかる、この点に主力を注ぐことは、現下当然であると思ひのであります。(拍手)但し、いかに健全財政と申ししても、國家財政は國民經濟の總和であります。従つて、個々の國民經濟が不健全なる状態であるときに、いわゆる完全なる健全財政を望むことは、現下の事情においてはきわめて望みがたいこととあります。従つて、現下われわれが、かかる前提のもとに、可能な範圍において最善を盡して健全財政を守らうことは、けだし當然であると思ひます。また植原氏といへども、このことには御同意であらうと思ひのであります。

今回の財政において重点主義をとつていないというお説でございましたけれども、たとえば、價格差補給のために五百十五億を計上したということとは、このこと自体が國家の財政政策と物價政策とをどうしてマッチさせるかという重大問題、従つて、國民經濟に及ぼす物價高の波及を財政力において止める限度を五百十五億と決定したのであります。のみならず、そのこと自体が、これは石炭あるいは電氣、あるいは肥料等の重要産業であります。ゆえに、その重大性に鑑みて、重点的施策をとつたのであります。またその他

にも、たとえば公共事業費についても、ただいまお説がございましたけれども、昨年の百数十億の予算に對して、本年度は公共事業費は四百数十億を計上しておるのであります。これまた、現下のまことに窮乏した財政の中において、われわれがいかに必要なる施策のために最善を盡して重点主義をとつたかといふことは、数字の証明する通りであります。(拍手)

なお、國民所得についてためであるというお話がございました。われわれは、國民所得をどう計算するかといふことは、かなりいろ／＼な問題がございますけれども、少くともわれわれの計算によりますと、勤勞所得を六千八百十億圓、個人事業所得を一兆一千五百三十億圓(農林所得四千二百九十億、その他のもの七千二百四十億)、會社の所得、會社の保留を四百五十億と見まして、さういふ計算を立てたのであります。根拠はもつておるのであります。

なお、軍公利拂についての御質問がございましたが、これについては、政府として閣議決定をもつて声明いたしました通りであります。すなわち、一箇年間に到來する支拂期日のものにして、しかも軍事公債と銘柄をつけたものについては、一年間に限つて前途にその期日を延期するというところでございます。これはすなわち、政府として閣議決定によつて、すでに声明した通りで

ありますから、さうに御了承を願ひたいと思ひのであります。

なお行政整理の問題については、すでに首相の答弁の通りであります。これはわれわれは、本格的な行政整理を待つては、今年度の予算にこれを計上することはできませんから、従つて、一應の財政処置として人件費の一割五分を削つたのであります。このことは、退職慰勞金等を支拂ひましても、現実にこの人件費の一割五分だけが予算から圧縮され、方途をとつたのであります。これは緊急の施策として御了解を得たいのであります。

なおいろ／＼御質問があつたようでございます。今年度の追加予算を再び出すかどうかといふような御質問がございましたが、この問題につきましては、予算の編成にあたりまして、すでにこの議場においても申し上げました通り、われわれは、今まで行われたような一應の予算をつくつて、あとから補正追加をするという方法をとりたくない、それがために御審議の時間を短かくして申訳ないけれども、われわれは、立つべき物價政策は一應の政策を立てまして、今回の予算を計上いたしましたのであります。現在のところ、この予算の追加を出す意思はございません。また物價等の修正については、それ／＼價格補正の予備金を盛つておりますから、これで十分調整し得るという自信をもつて提出した次第で

あります。

以上、簡単にありますけれども、御答弁いたします。(拍手)

【植原悦二郎君登壇】

○植原悦二郎君 芦田首相は、外資について、ごく最近でございましたところの六千万ドルの棉花に対する外資を、民間外資であるというようなことを強調されましたが、民間の銀行が保証したのであります。政府の指示に基くもので、ある意味からいえばアメリカの政策によるもので、われ／＼のいう純粹なる民間外資でないということを御承知を願いたいのであります。(拍手)

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に。

○植原悦二郎君(続) 外資導入に対する国内態勢のこととありますが、これに對しては、ほとんどただ法人税に對して改正を企てていると申し上げておきますだけで、私が数項目をあげて、これらの必要事項があるが、これをどうされるかと言つたのに、これに對してはお答えありません。

また芦田総理は、軍事公債の——これは社会党の方にも民主党の方にも非常に影響することであるばかりでなく、事國際上の問題でありますがゆえに、よくお聴きとを願いたいのであります。私は、軍事公債の利拂停止は、必ずや外資導入にある支障をもた

らすと思ふがどうかと、かような質問をいたしたのに、芦田総理は、わが國の外國の公債の値段が下らないのであるから差支えないと申されましたが、これは芦田首相によく御了解を願いたい。わが國のロンドン市場におけるところの外債につきましては、利拂停止をいたしております。(拍手)軍事公債とはまったく違つたものであることを、よく御了解を願いたいのであります。さうな間違つた答弁を總理がして、諸君が黙つてゐるなどということ、は、はなはだ私には理解のできないこととであります。

なおさらに、私は芦田總理に對して、現在のごとき社会主義的統制經濟を強化してゐる場合には、外資導入に對していかなる影響を及ぼすかを尋ねましたが、何らのお答えもありません。(拍手)また芦田首相に對して、私は國民貯蓄の問題について質問しましたが、これもお答えがありません。三百萬町歩の開拓のことについてお尋ねしたのに、これについても何らのお答えがありません。その他お答えがないことは多々ありますが、これは予算總會において徹底的にお尋ねすることを御承知願ひたいのであります。

【発言する者あり】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願ひます。

○植原悦二郎君(続) さらに大蔵大臣の御答弁は、どうも私伺いますところ

によると、責任をもつてのお答えであるかどうか疑問であります。なぜなら、現在のわが國の予算にも、幾色の建方もあるのでありますが、これ以上いかなうなことがあつてもできませんというやうな、捨てばちぜりふのやうなことを聴きましたことは、奇怪千萬であります。(拍手)なおさらに大蔵大臣の申されましたことは、ずいぶん事實と相違しておることを感ずるものであります。かような興奮されたやうな光景でお尋ねするよりは、予算總會において静かに、徹底的に追究することがよろしいと思ひますから、その機會に譲ることを御承知願ひたいのであります。(拍手)

【発言する者多し、議場騒然】

○議長(松岡駒吉君) 植原さんにお尋ねします。總理は植原さんの質問は答弁が要らぬと解釈しておりますが、それでよろしうございしますか。

【発言する者多し、議場騒然】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願ひます。

○植原悦二郎君 私は、私の質問に對して總理大臣の答弁のない箇條をあげましたから、總理大臣としては、これに答弁されることが當然であらうと思ひます。

【発言する者多し、議場騒然】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願ひます。

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願ひます。總理大臣芦田均君。

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願ひます。——静粛に願ひます。——静粛に願ひます。

【國務大臣芦田均君登壇】

○國務大臣(芦田均君) 先ほど植原君が質問されました箇條について、なお二箇條ばかりお答えすることができなかつた点があります。それをあらためてお答えいたします。

一つは、波丘地帯三百町歩の開発の問題であります。御承知の通りに、わが國の食生活は澱粉に過重いたしておる。これに脂肪及び蛋白を多量に加えることの必要上、波丘地帯を開発して、これを畜養業の利用に供し、あるいは、さしたるわが國の生糸の需要にかながみて、少くも二、三十萬町歩の桑園を至急に開発しなければなりません。その他食糧増産のためには、波丘地帯を利用して食用果樹を植える必要に當面しておる。そういう必要のために、この三百萬町歩の開発をいかに進行かという研究のために、近く政府においては波丘地帯の開発審議會を設けることに決定いたしております。(予算のどこに入れておるかと呼ぶ者あり)予算がいくらか要るか、そういうことはいは、今私の頭に記憶しておりませんが、そのことは、あとでいづれお答えする時期があります。

第二の問題は、統制の問題であります。政府は、不必要なる統制はこれを撤廃すると明白に申しております。從つて、内閣成立以來、すでに亞炭の統制もはずしました。また近く鮮魚においても、ある種類の統制をはずすことになつております。不必要な統制は、これをはずすのであります。そのことは植原君もよく御承知でしょう。自由主義政策をとつておられた自由党内閣においては、統制は反對であつた。ただ、日本の現に置かれておる環境においては、あなたの御体験の通り、そう簡單にははずせないといふことは、おわかりのこととあります。(拍手)

【本間俊一君登壇】

○本間俊一君 私は、民主自由黨を代表して、政府の財政經濟に關して質疑をいたさんとするものであります。

大蔵大臣の財政演説によれば、政府は外資の援助を支柱として、二應の中間安定を実現するために、健全財政と健全金融の実現、實質資金の確保、經營の合理化と能率化を行わんとしているやうであります。この構想につきましては、われ／＼も大体これを諒とするにやぶさかではありません。しかしながら、この目的を達成するためには、いかなる具体策を実施せんとするか。また、その具体的な方策を実行する力と勇氣をもつてゐるかどうかといふことが問題であります。

まず第一に指摘いたさなければならぬ点は、政府のいわゆる健全財政であります。北村大蔵大臣は、中央及び

地方を通じて收支の均衡が保持されて
いると言明いたされておりますが、そ
れはただ形式上の、名目的なものであ
りまして、健全財政の実を備えていな
いと判断せざるを得ないのでありま
す。(拍手)

財政の原則は、申すまでもなく、國
民が負担できる限度において収入を抑
え、この収入の限度内に支出を圧縮し
なければならぬということでありま
す。しかるに、昨年度の実情及び本年
度の予算におきまして明らかな点は、
政府の財政方針が支出を抑えきらず、
所要の経費を國民からむりやりに搾り
とるということになつておるのであり
ます。今、租税負担が近年いかに加重
せられつつあるかを統計によつて見ま
するならば、國民所得に対する國民負
担の割合は、わが國におきましては、
昭和十年ころから二十年くらいまで
は、概して一割前後を上回つたとしてお
りましたものが、昭和二十一年に相な
りまして急激に増加して、二十一年
は、實質的にこれを見ますと約二割
二分、昨年度は約三割三分に達してお
るのであります。今年度の政府発表の
國民所得総額は一兆九千億というので
ありますが、これに対する中央及び地
方を通ずる租税その他の國民負担を概
算いたしますと、約四千四百億ぐら
いと相なるのであります。この比率
は、名目から見まして二割三分強、
これを實質上の比率に換算いたします

と、おそらく三割五分を下ることは
あるまいと推定されるのであります。
この点から見まして、二十三年度
のいわゆる健全財政なるものが、いか
に國民の苛斂誅求の上に企てられてお
るかということが、明らかと相なるの
であります。しかも、このようにして
辛うじて保持せられた形式上の收
支均衡についてさえ、國民の目を欺か
んとする予算技術上のいろ／＼のから
くりが隠されておるのであります。
その第一は、金融機關その他に交付
すべき補償二百三十億円であります。こ
れは軍事補償の打切りに伴ひまして、
金融機關その他の最終処理に伴う損失
に対する國家からの補償金であり、そ
の性質は何ら資本的支出に属するもの
ではないのであります。従つて、昭
和二十二年の歳出面に計上せられて
おつたのであります。本年度はこれ
が公債の交付で行われるから、直接現
金の収入に影響しないという理由のも
とに、これを歳出より除外しておるの
であります。

その第二は、貿易資金特別会計を通
じて行われる、實質的な價格調整のた
めの支出であります。御承知のよう
に、わが國におきましては、終戦以來引
続き進駐軍の好意によりまして、毎年
政府借款の形において食糧初め巨額の
物資が輸入せられ、それが貿易資金特
別会計を通じて賣却せられ、その賣上
代金が同会計の収入と相なつておるの
であります。しかして、この収入が、
逆にわが國から輸出いたします品物に
対する價格差補償として交付せられて
おるのであります。その實質は、明
らかにいわゆる價格調整費と何ら異な
らないものであります。昭和二十二年
度中の、このアメリカからの政府借款
の形において負担せられております
総額は、約四億ドルと称せられておる
のであります。今一ドルをかりに二百
円と換算いたしましたとしても、八百億はま
さにこの用途のために使用せられてお
るはずであります。政府借款の形にお
いて行われる外資導入がどれだけに相
なりますかは、本年度において、まだ
これを詳らかにすることはできません
が、四億二千万ドルの救済費が過日ア
メリカの下院を通過いたしております
から、この額は、おそらく昨年より上
まわるとも、下まわることはないと私
は考えておるのであります。

その第三は、軍公利拂の延期による
本年度分の延期利子十五億円でありま
す。この問題に対する賛否の議論はし
ばらく別といたしまして、政府が意圖
する軍公利拂の延期は、その實質は、
その延期額に相当するだけ新たに公債
を発行した結果と同じに相なるのであ
りまして、歳出面に國債費十五億を計
上し、歳入面に十五億を計上いたしま
して、正しくは債權、債務兩建による
記載を必要とするものであります。
以上の三つを合計いたしますと、

本年度の一般会計の歳出は約五千五十
億に達し、少くとも、政府の称してお
ります四千億よりも千五十億の歳出
増加が、当然これは発生するものと思
わなければなりません。(拍手)國民所
得に對しこの歳出は、先ほど芦田總理大
臣は二二・五％ということを申され、大藏
大臣の言うところによりますと二二・五％
であります。私の計算では二五・五％
と相なるのであります。現内閣は、
健全財政と稱して、大いにこれを誇稱
いたしておるのであります。が、ただい
ま私が申し上げたのが、現内閣の唱え
ております健全財政でありまして、
まさにこのようならくりに上に組み
立てられておることを銘記しなければ
なりません。

次に、健全金融について一言觸れて
みたいと思ひます。健全金融の實體
は、國民生活を維持し、かつ生産の増
大を実現しなければならぬという至
上命令を担つております。わが國經濟
の、現下のその必要な資金を、國民資
金の蓄積した範囲内において大体賄ひ
得て、かつ産業資金の供給を受ける個
個の企業が、眞に合理化、能率化され
た基盤の上に立つて、その資金を赤字
のしりぬぐいに使用せらるることな
く、いわゆる赤字融資とならない状態
であることは、私がここに申し上げる
までもありません。そこで、政府発表
の本年第一・四半期の資金計画を見ま
すると、資金需要は、産業資金五百

億、これに財政資金を加えますと、七
百三十億であります。これを一箇月に
平均して計算いたしますと、約二百四
十四億であります。しかるに、大藏大
臣の演説によりますと、四月の自由預
金の純増加はわずかに四十億円であり
まして、産業に必要な資金が今日はな
はだしく逼迫を告げ、今や民間の一般
産業は、まさに窒息死の一手手前にあ
ります。(拍手)

金融は、もと／＼産業のためにある
のであります。誤まれる金融政策か
ら産業を萎縮せしめておる現在の政府
の金融政策は、本末を轉倒しておるも
のと申さなければなりません。(拍手)
さらにまた、すでに早く成就されてい
なければならぬ民間産業の合理化、
能率化は、施策そのよろしきを得ない
ために、未だほとんどその緒にもつか
ず、大多數の企業は長い間赤字経営を
續けておることは、今日もはや常識と
なつておるところであります。貸出の
当初健全な融資であつたものも、今日
ではいつの間にか赤字融資に変質して
おり、さもなければ健全融資を装つた
赤字融資が到るところに行われており
ます。現状から見ても、今日の融資の大
半はまさに赤字融資であると断言いた
しても過言ではないと信ずるのであり
ます。(拍手)いわゆる基礎産業が、公
價改訂遅延のために久しく赤字に悩
み、復金の貸出によつて辛うじて

本年度の一般会計の歳出は約五千五十
億に達し、少くとも、政府の称してお
ります四千億よりも千五十億の歳出
増加が、当然これは発生するものと思
わなければなりません。(拍手)國民所
得に對しこの歳出は、先ほど芦田總理大
臣は二二・五％ということを申され、大藏
大臣の言うところによりますと二二・五％
であります。私の計算では二五・五％
と相なるのであります。現内閣は、
健全財政と稱して、大いにこれを誇稱
いたしておるのであります。が、ただい
ま私が申し上げたのが、現内閣の唱え
ております健全財政でありまして、
まさにこのようならくりに上に組み
立てられておることを銘記しなければ
なりません。

次に、健全金融について一言觸れて
みたいと思ひます。健全金融の實體
は、國民生活を維持し、かつ生産の増
大を実現しなければならぬという至
上命令を担つております。わが國經濟
の、現下のその必要な資金を、國民資
金の蓄積した範囲内において大体賄ひ
得て、かつ産業資金の供給を受ける個
個の企業が、眞に合理化、能率化され
た基盤の上に立つて、その資金を赤字
のしりぬぐいに使用せらるることな
く、いわゆる赤字融資とならない状態
であることは、私がここに申し上げる
までもありません。そこで、政府発表
の本年第一・四半期の資金計画を見ま
すると、資金需要は、産業資金五百

億、これに財政資金を加えますと、七
百三十億であります。これを一箇月に
平均して計算いたしますと、約二百四
十四億であります。しかるに、大藏大
臣の演説によりますと、四月の自由預
金の純増加はわずかに四十億円であり
まして、産業に必要な資金が今日はな
はだしく逼迫を告げ、今や民間の一般
産業は、まさに窒息死の一手手前にあ
ります。(拍手)

經營を維持していることは、これまた周知の事実であります。

かくのごとき産業金融の現状に對して、政府の立てている対策は、すなわち約七割の公債引上げがその第一であり、五百十五億の價格差補給金の支給がその第二であり、百八十億の復金への出資がその第三であり、三千億を目標とする貯蓄増強運動がその第四であります。完全に補給金を交付するとすれば、石炭、鉄鋼、肥料等いわゆる安定物資だけでも月額百億、一年に計算いたしました千二百億を必要とするのであります。價格調整費が、苦しいところのやりくりから五百十五億に切り詰められ、それ以上は公債七割値上げをもつてカバーするというふうに政府は計算をいたしているのであります。ここにおちつくに至りました経過に顧みまして、物價廳、商工省、あるいは農林、大藏省の各省の間に激しい論争が繰返されておりました事実に見ましても、また、その決定に對して商工省から、やむを得ない場合は必ず金融面でそのめんどうを見ることの條件が言ひ渡されていくように、うわさされていくのであります。この決定が、このような關係から考慮いたしますならば、きわめて危い綱渡りの懸当でありまして、もしも、何か一つでも前提條件が予想通りにいかない場合には、公債改訂の実施のその日から、赤字を繰返すものであることは、想像するにたかくなところでありま。

さらに、当初五百六十億と世上に傳

官報号外 昭和二十三年六月十日

えられておりました復金への政府出資が百八十億に減せられ、残りの三百八十億は、復金債の借替でまかされておるのであります。これは、ちやうど借金返済時期がきておりますにもかかわらず、金がないから政府は拂わないというのと同様でありまして、健全な金融政策とは、まさに正反對の措置と言わなければなりません。(拍手)

貯蓄目標三千億に至りましては、その前提を明らかにしなければ批評の限りではありませんが、昨年度は自由預金の増加額が千九百五十七億に上り、政府はこれを貯蓄増強運動の成果のごとく宣傳せられておるのであります。が、昨年度のこの増加のうしろには、千三十億の日本銀行券の膨脹があつたことを見逃してはなりません。すなわち、わが國の現状におきましては、大體において日銀券の増殖なくしては貯蓄の増加は実現せられないのであります。それを裏から申しますならば、日銀券さぞぐ／＼出せば、三千億はおろか、四千億でも五千億でも貯蓄は増加いたしました。しかしそれでは、貯蓄増強の眞の目的とは相當にかけ離れてくるのであります。その効果は、きわめて微弱なものと相なるのであります。政府は、本年度の予算において企圖されておるうちに、健全財政、健全金融がほんとうの効果を現わしてくるというところに相なりますならば、一年を通じて、私は五百億の貯蓄増加さえ不可能ではないかと考える一人でありま。

以上が政府の宣傳している健全金融

衆議院會議録第五十九号 國務大臣の演説に對する本問答の質疑

す。以上が政府の宣傳している健全金融の実相であり、健全とは唱える方の言葉だけでありまして、その実質は、およそ健全極まるものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)働く人々がその生活を保持し、労働力の再生産に必要な資金は、政府がいかにこれを数字の上で抑えましても、必ず支拂われていくものであります。民間におきましては、源泉所得税の企業者負担でありますとか、各種の差金給與等がばしば行われておるのが例でありまして、さもなければ、今日におきましては欠勤をいたしまして、やみ商賣に走るといふのが、俸給生活者の収入の不足を補う、残されたただ一つの途となつておるのであります。物資の裏づけのない三千七百円ベースが、すぐ崩れてしまふことは、今日すでに予見せらるるところであります。經營の合理化、能率化を必要欠くべからざる施策と考へております政府が、單に人件費を一割五分節約いたしましたは、何から見れば模範を示さず、民間に對しては、ただ金融を引締めて、その引締めによつて民間の整理を促進せんとする以外何らの具体的方策を講じないの

は、一体いかなる理由に基くものであるか、その点を明らかにせられたいと思ふのであります。次に、お尋ねいたしたい点は、國民負担の現状に鑑みまして、一般會計四千億の約一割、四百億を目標として予算に一大削減を加へ、もつて悪税として全國民が反對をいたしております取引高税の新設を中止し、所得税をさらに大幅に軽減すべきを至当と考へるのではありませんか、これに對する政府の御所見を伺いたいと思ふのであります。先般発表せられた經濟情勢報告書によれば、昨年末の物價は、昭和十二年を基準として、公定で、大體生産財で八十四倍、消費財で七十倍のこととあります。かりに八十四倍のものが、今回の公債改訂によりまして七割方値上げになるといたしまして、その倍率は約百四十三倍であります。ちやうど、昭和十二年度約二十七億の歳出にこの倍率を乗じて見ますと三千八百六十億でありまして、本年度の歳出三千九百九十三億に、金融機關の再建補償及び軍事公債利拂の延期せられた分を加算した四千二百三十八億に比較いたしますならば、約三百八十億の超過と相なつておるのであります。そこで、昭和十二年度の予算の中から、まづ陸海軍省所管の費用約十二億を控除いたしました残額十五億に、さきに申し述べました倍率百四十三倍を乗じますと、二千五百五十億となり、この数字が、前述の四千二百三十八億から終戦処理費一千六億を控除した約三千二百三十億に見合ふわけでありまして、約千八十億の超過となるのであります。す。かりにこの中から、價格調整費でありますとか、鐵道・通信特別會計への繰入金、あるいは船舶運賃會への補給金計七百五億を控除いたしましたも、なお三百八十億の超過と相なつておるのであります。右の推算は、きわめて大ざつばなものであり、この兩者を比較いたします場合には、なお双方年度におきます特有な事情がありま

すけれども、一應四百億程度の削減の目安は、これで私はつけ得ると思ふのであります。

五九五

そこで私どもは、官廳職員数の著しい増加の事実を指摘したいと考へるのであります。昭和二十二年十月現在の官公職員数は、一般會計分のみで計算をいたしました約三十二万人でありまして、これを昭和十二年に比較いたしますと、三級官次上のいわゆる本官のみでも、約三・二倍殖えているのであります。これを軍備を全廢いたし、四割四分の領土を失ひ、行政機構を縮小すべき立場にありますわが國の事情と考へ合わせますならば、相當程度の定員の縮小に伴う諸經費の削減は當然であり、またむずかしいのでありますけれども、可能であると私は考へるのであります。(拍手)この意味においても私どもは、近時ますます強化されつつある官僚統制に對して、嚴正なる批判と再檢討の必要を痛感せざるを得ないのであります。

次に、これを國民所得に對する國民

五九五

負担の割合から見ても、昨年の実情は、すでに能力の限度をはるかに越えているのであります。それは、統計もこれをよく証明いたしておりますし、また國民大多數の實際の感情からいたしてもさうであります。そこで、本年度の國民所得一兆九千億に對し、かりに昨年程度の負担率に止める、といたしますと、國民負担の限度は、大体三千七百六十億以内に食い止められなければならないのであります。本年度の四千三百六十億との間には、約六百億の開きがあるのであります。

この場合一言いたしたいと思ひますのは、政府は國民所得に對する負担の輕重を論ぜられる場合に、よく英米の諸國と比較されるのであります。もしかりに、名目的負担率がどんなに輕くなりましても、問題は、その殘額において、私ども國民の最低限度の生活が維持できるかどうかということが急所でありま。生活費の最低限度に食ふにむよな負担は、インフレを抑止する効果よりも、むしろかえつてインフレを推進せしめる作用のあります。とは、すでに私が前に指摘した通りであります。國民は、生活の最低限度までは、どんなことをいたしても獲得するものであるという嚴肅な事実と、これが行われ得ない場合には、必ず生産力の著しい減退を招來するものであるという、この冷厳な現実に照らして明らかであります。

以上の諸点から判斷いたしますならば、最低四百億の歳入は圧縮の必要があり、困難ではあります。勇氣とその実行力がいかによつては、これは実行し得るものゝ私は考えるのであります。が、これに對して政府はいかなる御所見をもつておられるかを伺ひたいのであります。

次にお尋ねいたしたい点は、所得税収入予算と税制改正との関連についてであります。今回の税制の改正によつて、政府は所得税を大幅に輕減したと呼称せられておるのであります。先ほど來、本年度予算に關して主計當局の説明によりますと、本年度の所得税収入予算千二百八十三億中、申告納税による分が九百二億余でありまして、そこで、さらにこの内訳を事業所得並びに農業所得について説明を聞いてみますと、まことに不可解な事實を窺ひいたしたのであります。

であるといひますならば、課税對象となる人員は当然昨年度よりも減少してゐるのが私どもの常識であります。(拍手)しかるに、逆にそれが増加して、昨年課税を受けなかつたものが本年度は課税を受けるといふことであるれば、實質的にこれを見ますならば、課税は輕減せられていないといふことにならざるを得ないと私は思うのであります。(拍手)

第二に私が疑をもつ点は、一人当たり平均所得を、本年度は事業所得においては十萬八千三百円、農業所得においては四萬八千八百円を政府は見積つてゐるようでありまして、これを昨年度に比較いたしますと、事業所得は六万円、農業所得は二萬四千円となつておりました。事業所得は八割強の増加、農業所得は二倍強の増加を見ているのであります。最近の一般の傾向は、取扱高が増加いたしました割合には、益があがらないといふのが通例であります。そういう事實から考え合わせまして、事業所得八割強の増加の見積られるといふことは、相当過大ではないかと私は考えるのであります。農業所得につきましても、その主要生産物たる米、麦、芋類等は、すべて價格が公定せられております。以上、農業所得の増加のぐあいは、米麦等の公價の引上率いかんによることはもちろんであります。が、もし現在の米麦の公價が二倍程度の引上げでは、農業所得税は昨

年に比較いたしましたして、實質的には少しも減税にならないと私は考えるのであります。この点について、政府の説明はどうでありま。それを明らかにせられたいと思ひます。私どもが収入見積に重大なる關心を寄せておりますのは、収入の見積が大きい限り、必ず政府はその限度まで徴税を強行せられる結果となることは必然であります。そこで、本年度の所得税が實質的に輕減せられるか否かは、いわゆる政府の収入見積がどのような計算になつておるかということに、きわめて緊密な關係をもつておりますがゆゑに、私はこの点を質疑いたしたいと思ひるのであります。

次にお伺ひいたしたい点は、復金融資の監査の強化と、その責任体制の確立についてであります。今や急速に膨脹しつつある復金融資は、ようやくあらゆる意味において問題を提供しつつあります。最近二十二億の融資の使用に妥當を欠くものがあると判定せられた昭電工問題のごとき、今後この種の問題を生じた場合、一体何人がその責任をとられるのであるか。復興金融委員會、あるいは同監事會でありますとか、融資懇談會でありますとかいふような、外から見ますと、きわめて巧妙な民主主義的運営の機構も、過去一箇年間の実績に徴し、その点に重大なる欠陥があることが痛感せられておるのであります。責任の所在の明らかで

ないところには十分な監督は行われないのであります。金融機關が最も便宜な手段として、いろいろな委員會のよきな制度を設けておるようでありまして、政府は、復金理事機關の権限を擴大するとともに、その責任の範圍を明らかにせられて、貴重なる國民融資の運用に万全を期せらるべきであると考えるのであります。この点に對する政府の所見はいかがでありますか。(拍手)

さらにお伺ひいたしたいのは、中小企業振興と政府の施策についてであります。與各派は、もとより政府もさうであります。口を開きますと、中小企業の振興を題目として掲げておるのであります。しかるに、具体化せられたる政策を見ますと、いわゆる中小企業廳の設置、いわゆる資金・資材の配給統制の強化であります。中小企業が今最も悩んでおりますのは、資材と資金の問題であります。この二つの問題さえ解決いたし、自由なる活動を許されたならば、政府が何のせわや、めんどろを見なくとも、必ず振興するにきまつておるのであります。

【議長退席、副議長着席】

中小企業を今日まで生き延びさせてきましたおもな原因は、いわゆるやみ取引でありまして、配給の少い資材を加工して公定で販賣して、経営採算が立ち得る中小工業は、一つもありません。また、配給の品を定められた手数

料で取扱つて經營を續けていかれるような中小商業を、今日の日本のどこに一体私どもは見出すことができるでしょうか。われ／＼は、この意味において、傾斜生産の方式なるものに重大なる疑惑をもつてあります。重点基礎産業方式なるものは、それが限られた短期間に行われるときは、それ自体に十分なる存在理由と効果を認めることに私どもやぶさかではありませんが、これが長期にわたつて行われ、そのために非重点産業がますます顧みられないということになりますと、その弊害の発するところ、また大きなものがあつて、これを知らなければなりません。中小企業は、今や資材と資金難のために窒息の一步手前にあるのであります。政府は、はたして本気でこれを生かす御意思をもつておられるのかどうか。

石炭も、鉄も、肥料も、もちろん大切であります。しかし、國家財政を支え、國民生活を円満に運行せしめるには、中小企業もまた必要欠くべからざる存在でありますことは、何人もこれを否定することができないのであります。どうか政府は、中小企業について、中小企業廳の設置がその対策であるというふうなお座なりな答弁を避けられて、簡明率直な答弁を私は期待することを申し添えておきたいのであります。

次にお尋ねいたしたいのは、農業不振と農業不況の見透しと、その対策についてであります。永江農林大臣は、就任直後、何かの機会に、農村恐慌はそう急には起るまいという意味の御意見を發表されたことがあるようであります。われ／＼の見るところでは、農村恐慌とは言えないまでも、農村不況の兆候はすでに本年現われておるのであります。その端的な現れは、最近における農村のはなはだし金詰りにこれを見ることのできるものであります。わが國農業の危機が、もし來ることがあるといたしますならば、それは二つの方面から推進せられるものであると考えます。その一つは、わが國農業の劣悪な生産諸條件が、世界農業の渦中に置かれた場合において、これとの競争に耐え得ないというところから來るものであり、他の一つの面は、都市と農村、商工業と農業との対立において、農村と農業とが都市と商工業の犠牲にせられるという面から來るものであります。前者の面から來る原因は、今日の狀態においては未だ発生していませんとは私も考えておりません。けれども、鉄鋼價格差でありますとか、あるいは資金の地方還元という問題が、ようやく識者の口に上りかけてまいりました最近の狀況は、このあたの面から來ます農村不況の進行を物語つていゝものであると私は考えるのであります。

農村に金があると言われましたのは、大都會近郊の一部の土地であります。すとか、あるいは特殊な事情を有する地方を除いては、今日はすでに昔の夢物語となつておるのであります。しかしてこの傾向は、東北でありますとか、裏日本でありますとかいふような單作地帯におきましては、一層はなはだしいのであります。たゞいまは、御承知のように作付期間であります、配給の物資を農家の人々は買ひことができない。その金をもたないものであります。あるいは農機具の修理をする費用に困つておるのであります。そうして、町々に金を借りて歩いておられるのが、今日の東北あるいは裏日本の農村人のわびしい姿であります。従つて農村の先覺者たちは、今や眞剣にわが國農村の將來を憂へて、經營の多角化に、あるいは農村工業化等にくふう研究をこらしておるのであります。その場合に突き当ります一つの困難は、資材と資金の不足であります。政府は、過般來農業手形制度を創設して、当面の金融の途を講ぜられたのは、これを多とするのでありますけれども、問題は、すでに單なる金融面の一措置で解決し得るには、あまりにも深刻かつ本質的なものとなつておるのであります。はたして農林當局は、この農村不況の実体を認識し、いかなる具体的対策をもつておられるかを、ここに明らかにせられたいのであります。(拍手)

次にお尋ねいたしたい点は、地方財政の確立についてであります。地方自治権の確立は、御承知のように地方財政の確立をまつて初めて成就し得るものでありますことは申すまでもありませんが、この問題をめぐつて、大蔵省及び地方財政委員會の間に意見の対立を見、地方財政委員會の地方自治側委員の、全面的辭表提出まで問題が發展しておるのであります。私どもは、この問題につきまして重大なる關心を有するのであります。またさらに、最近地方の実情を見てみますと、財政上の困難から町村長の辭職をいたします者が次第に殖えてきておるのであります。これは、わが國自治行政の將來のために、ゆゆしい問題と考へるのであります。はたして政府は、この問題に對していかなる具体案を用意しておるか。

さらにお尋ねいたしたいのは、本年度における追加予算の問題であります。先ほど植原先輩の御質問に對しまして、北村大藏大臣は、追加予算は今ところ考慮していない、こゝういふうな御言明があつたのであります。私は、さらにもう一言、この点について念を押しておきたいのであります。昭和二十二年年度の予算が、当初の追加予算なしの原則に立ちまして編成された千四百四十五億に對しまして、その後十四回の補正の結果、当初の予算の約倍額に膨脹いたしました。そのために國民の負担を加重いたしました事實は、争い得ないところでありまして、財政部第二十九條は、追加予算というものは、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない經費についてのみ追加予算を提出し得ることを規定いたしておるのであります。國民が、政府の放漫かつ無計畫なる國家支出から生ずる負担を加重されることのないように、擁護しておるのであります。ところが政府は、議會の情勢を考慮せられて、鉄道、通信の倍率にもしも修正が行われるといたしました場合には、その赤字については、苦米地官房長官などは、追加予算でこれを埋めようというやうなことを新聞で語つておるやうであります。また災害復旧費、六・三制予算の増額に關しましては、財源がないから一應この程度に止めたのであるが、新しい財源が見つかるならば、その財源を災害復旧あるいは六・三制の方に向けてやろうというやうな、内々の約束も行われておるやうに私は聞いておるのであります。そうしますと、なるほど大藏大臣は、今のところは追加予算を考へてはおらないと言明せられておるのであります。が、予算を提出いたしますと同時に、すでに追加予算の必要を考慮せられておる、追加予算を出さなければならぬやうな予算をもしも本議場に提出いたしましたとしますならば、あるいは現内閣のもとにおいて、もしも新しい財源が見えられた場合には、六・三

制の手算あるいは災害復旧の予算にまわすであろうとかいうようなことを言明しておるようなお役人があるといったしますならば、明らかに財政法二十九條の違反であると私は考えるのであります。北村大蔵大臣の、もう一度この点に対する明確なお答えをいただきたいと思つてあります。(拍手)

次に私は、軍公利拂延期の欺瞞性についてお尋ねをいたしたい。軍公利拂停止ならば、まだはつきりしているのではありませんが、一箇年間延期するといふのであります。國民の目をごまかして社会党と妥協しておられるようであります。拂うのか拂わないのか、これを明確にさせるのが、政治家の当然の務めであります。(拍手)しかるに、一箇年延期というふうな、えたいの知れない措置をとりながら、結局十年後には、延滞利子を全部つけてお支拂をする、こういうのであります。これでは、國民の目をごまかすのみか、友党社会党にさえ一ぱい食わしておる処置だと私は思つてあります。(拍手)軍公利子を一箇年延期して、十年後に支拂うのでありますから、これは一種の借金であります。私どもの常識から申しますならば、できるだけ借金はあとに残したくない、できるだけ借金は子孫に残したくないというのが私どもの人情であります。しかるに、残さないうでもい借金を十年後に残しておくといふのでありますから、現内閣閣僚

の心情は、私どもの常識の想像外にあると言わなければなりません。殊に、今回の措置で浮いてまいります金はわずかに十五億円であります。総予算に比較いたしますならば三厘七毛であります。これはまったく純経済的立場を離れて、イデオロギーの観点から、政治的にこの問題を取上げたものであります。國民の負担は、これによつていささかも軽減しないのであります。(拍手)しかも、金融機關の軍公利子に對しましては、未収入利息としてこれを処理することになつておりますから、この未収入利息を引当に、日銀が最高度の融資を行うことになつておるといふ。これでは、何のための軍公利拂延期でありますか、私どもはその解釈に苦しむのであります。芦田首相並びに北村藏相の、この点に対する率直な御答弁をいただきたいのであります。(拍手)

外資導入につきましては、植原先輩が触れられましたから、私はこれとダブらないつもりでありますが、なるほど、一億五千万ドルの復興費が下院において削減の運命に遇いました。今日上院において、これが復活に奔走せられておることは、私どもは暗夜に一つの光明を見出したような心地がするのであります。もしも、この一億五千万ドルの復興費が日の目を見ないで葬り去られるということになりますと、政府が二十三年度に立てております

生産指数四割増強ということば、その根柢から崩れてくるのであります。そこで私は、その非を率直に認めて、生産計画を大幅に変更する御意思があるかどうかを、安本長官にお尋ねいたしますのであります。(拍手)

最後に、政府が目下立案しておると傳へられております、いわゆる中間安定の構想につきましては、われ／＼も一應これを承認するものであります。政府の案に見ても、本年十月から開始されます中間安定の第一期には、前に、いわゆる準備期において措置しなければならぬ幾多の事項があるのであります。政府が現在実施しつつある諸施策が、この準備期の措置として適切有効なものでないことは、私が以上申し述べました通りで御判断のことと私は存するのであります。準備期の措置が、もしも實際の効果をあげるに至らない場合には、第一期、すなわち十月以後の諸計画は、全面的に崩れてしまふことは申すまでもありません。

これを要するに、今日國家といたしまして急を要する政策並びにその方向が、政府の描いておられます中間安定対策中に盛り込まれておることは、私どもこれを了承するのであります。要は、これを單なる作文に終らせるか、また實際に効果を現わさしめるかは、一にかかつてその内閣の政治力いかにあります。私は、この主義主張を異にする寄合世帯で、一時逃れの放逐ばかりに身をやつておるような他力本願の現内閣で、はたしてこの中間安定施策を準備期において十分実施し得るか否かということは、多大の疑いをもたざるを得ないのであります。(拍手)

以上の諸点について、芦田総理大臣を初め閣僚の明確なる答弁を要求して、降壇するものであります。(拍手)

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕
○國務大臣(北村徳太郎君) ただいま本問の御質問中、私に關係ある部分についてお答え申し上げたいと思ひます。

第一は、いわゆる健全財政についてであつたと思ひますが、これは申すまでもなく、家計の赤字、企業業の赤字等が解消したときに、ほんとの意味においては健全財政が確立することは、先ほど来申し上げた通りであります。すなわち、國民所得と國家財政と産業資金とが、適時適量に適當な循環をするというふうな健康回復に至るまで、われ／＼はそのために、今その過程においていろいろ施策を施しておるのであります。かような前提條件において、今年度の予算がまた編成せられておるといふことは申すまでもないのであります。しかしながら私どもは、今のような状態において、政府の財政支出によるインフレの激化を、どこまでも防がなければならぬ、従つて、これはどこまでも赤字を克服いた

しまして、均衡財政をとらなければならぬ、健全財政主義に則りまして、どこまでも政府の財政支出によるいわゆる財政インフレを極度に圧縮して、インフレーションの緩慢化に向つて努力を傾倒しなければならぬ、かような観点から予算を編成いたしましたことは、さきにも申し上げた通りであります。

なお、交付公債についての御質問がございましたが、これは別途法律措置をとりまして、法律案として御審議を願うことに相なつておりますので、今年度の予算には計上いたしております。

それから貿易資金特別会計でございますが、これは一應價格調整的な性質をもつておることは、本問の御指摘の通りであります。しかし、このことによつて米を安く供給し、その他衣料を安く供給いたしておりますので、さうな観点から價格調整的な性質をもつたものであるという御指摘はその通りであります。現下の事情においては、かような方法をとることが妥當であると考へておるのであります。

それから、軍公利拂延期は新たな債務の負担と同様であつて、赤字公債発行と同様の意味があるじやないかというふうな御質問であつたと思ひますが、この件に關しましては、小坂君にお答え申した通りであります。國家が新たな債務を負担したのではない、支拂期日を変更したに止ま

して、均衡財政をとらなければならぬ、健全財政主義に則りまして、どこまでも政府の財政支出によるいわゆる財政インフレを極度に圧縮して、インフレーションの緩慢化に向つて努力を傾倒しなければならぬ、かような観点から予算を編成いたしましたことは、さきにも申し上げた通りであります。

るのでありますから、赤字公債発行と同様に見るべきものではない、かように私どもは判断いたしておるのであります。

それから、資本の蓄積と申しますか、現在の健全金融ということにおいて、非常に金融の枯渇の状態をどうするかという御質問であつたと思うのであります。これは、きわめてごもつともな御質問であります。およそ今日まで、インフレーションが世界各國において終極の附近になりますと、非常にデフレーションの現象を現わすという事は、これは内外の事実を徴して明らかであります。しかしながら私どもは、現在のデフレ的な現象をもつて、これでもインフレが終極に近づいたというような安易な考えをもっておりませんけれども、これがもし膨脹して、新になる信用創造、購買力の放出をいたしますならば、今日まで乏しきに耐えて、がまんをして、インフレーションの収束に力を入れてきたことが、水泡に帰するおそれがある、ここに非常に重大な点があると思うのであります。しかしながら、御指摘のごとくに、一面においてインフレーションを収束せしめるために、財政支出を圧縮してどこまでも健全財政主義でいくという点においては当然でありますけれども、昨年度のごとき時期的なずれがあつて、それがために、いわゆる健全財政が金融を圧迫したというよう

事実がございますから、今年はさうな失敗を繰返しては相ならぬ。時期的な調節についても十分勘案をいたしまして、いわゆる健全財政が同時に健全金融と一應照應するような方策をとつたのであります。

なお申すまでもなく、現在において生産を増強することが、積極的にインフレを防ぐ一つの重要な案件であります。従つて、金融の重点的な放出はもとより当然であります。従つて、一方において資本の蓄積に向つては十分努力しなければならぬ。これらの点については、もつと一問題があると思ひますけれども、少くともさうな点から、法人税を減し、あるいは勤労所得税を軽減いたしまして、勤勞意欲を旺盛ならしめる、あるいは企業の再生産活動に意欲を興える、かような方向に努力をいたしておることは、御承知の通りであります。

なお有價証券の大衆化等も、これまた國民蓄積への大きな案件でありますから、新たに法律をつくりまして、株主の負担を軽減するといふような点にも努力をいたしておるのであります。て、かような点において、いわゆる有價証券の大衆化を通じて國民蓄積を増す。また一方においては、借入へ等て賄つておるものを、できるだけ安定した自己資本によらしめたい。このことは、また一面企業の健全化が行われなければならぬことでもありますから、一

方においては企業の健全化のために打つべき手を打つ。同時に、これを安定した自己資本において、企業が借入金によらず運営できる方向へ力をもつていきたい。

かような点から、復金の融資とは関連をもつてあります。復金の融資が、御指摘の通り赤字金融をやらなければならぬという現状にあることは、事実であります。しかしながら、これをめぐつて、一方においては金融を引締め、いわゆる復金インフレといふようなことがあつてはなりません。これに對しては、ただいま厳正なる監査、特に融資後の監督あるいは検査等につきましては、十分なる施策を立てまして、すでに復金の調査をやつております。ややつていないじやないか」と呼ぶ者あり。現にやつつあります。が、さらに厳正な監査機關を設けることにしたいと思ひます。

なおまた金融問題につきまして、中小企業その他の金融問題についてお話がございましたけれども、これは貿易手形等によりまして貿易産業の金融を円滑ならしめる、あるいは公認証手形をもつてその方面の金融をはかる、あるいは最近農業手形等によりまして、農業金融に對して二應の施策を講じたのであります。今後中小企業の金融並びに農業金融については、さらに一段と施策を進めたい、かように考へておるのであります。

なお、いろいろお話がありましたけれども、今回の所得税等の軽減によりまして、政府は七百三十億円の減収と相なるのであります。これについて、所得税を軽減したと言つても、納税人員が非常に増えているじやないかというようなお話がありました。が、われ／＼の調査いたしておりますところでは、給與所得による人員の減少が二三％、それから事業所得による人員の減少が二％それから農業所得による人員の減少は三三％でありまして、お話のごとき事実はないのであります。

なお、追加予算についてお話がございましたが、これはこの前御答弁申し上げました通り、私どもは追加予算は出さない方針であります。従つて、物價等の諸問題について相当の時日を要したのでありますけれども、それは追加予算を出さない方針を堅持するため、さうになつた次第でありますから、御了承願ひたいと思ひます。

〔國務大臣(栗栖勉)答へ〕 本間議員の御質問中、私に關係するところの二問についてお答えいたしたいと思ひのであります。

第一問は、一億五千万ドルのクレジットがもしはいらなかつた場合には、二十三年度の生産指数四割引上げの計画に変更を來さないか、かういふお尋ねであります。きわめて適切な御質問であります。これにつきましては

二十三年度の重要物資生産計画を立てておりまして、これによりまして、石炭、鉄鉱石、石油類その他原材料の輸入を相當に期待してゐるのであります。て、これがためには外資導入を必要とするわけでありまして。そこで政府といたしましては、一億五千万ドルの外資がはいらなくなるといふことについては、相當重要な問題でございまして、政府はさらに最大の努力を拂ひますとともに、さいわいにも關係當局及び米本國におきまして、日本再建のために外資導入が必要であるといふことを相當理解を得てゐると思ひますので、それにつきましては、なお今後最大の努力をいたし、その実現を期し、それによりまして、本年度の鉱工業生産の指数の變更を來さないように努めるということにしておるのであります。

それから第二の点は、中間安定に關する問題であります。政府は長期計画を立てまして、その一環として、当面の急である中間安定の実現を期しておるのであります。中間安定の方法、目途等については、昨日も御説明申し上げましたが、なおこの点は、單に通貨面、殊に金融インフレーションの操作といふことでなしに、すなわち安定恐慌へ導くといふことでなしに、生産の増強、輸入の増加ということによりまして物資を増強する、それと同時に、國民生活の安定、それから生活物資、

住宅あるいは実質賃金の充実、そういう重要な一環の政策を立て、今作業をいたしておるのであります、速からず本会議あるいは委員会において発表し、各位の御意向を徴し、御賛同を得て実現したいと思つてございます。

〔國務大臣芦田均君登壇〕

○國務大臣(芦田均君) 本間君の御質問に對しては、大藏大臣並びに安本長官より一應の答弁をいたしました。なお詳細の点については、委員会において私より答弁いたします。

國務大臣水谷長三郎君登壇

○國務大臣（水谷長三郎君） 本間さんの私に対する御質問にお答えいたします。

中小企業の問題は、あなたも御指摘の通りに、單なる経済上の問題ではないに、実にゆゆしい社会問題までに発展しているであります。しかしその対策は、あなたもまさに御指摘されましたように、何と申しまでも中小企業が、中小企業なるがゆえに資金・資材の面において不平等な、不公平な取

扱いはされている、これを排除することとがまず第一であろうと思います。さらに第二の点におきましては、中小企業の水準の向上をはかるということが大きな対策であろうと思っております。

第一の問題につきましては、極端な窮乏経済のもとにおきましては、中小企業なるがゆえに総花的に資金・資材

を振舞うということとは許されないとでございまして、眞に実力ある中小企業に資金・資材がまわらないということのないように努力をせねばなりません。このためには、ほんとうに能率本位の割当を確保いたしますように、資材割当基準というようなものをば考究中であります。なお、各自で割当の対象とならないほど微量な需要に対しましては、協同組合割当というようなものを考慮いたしておるような次第であります。

業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稻田柳右エ門君。

会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案

会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律

1 会社がその株主（株式の質権者を含む。以下同じ。）に配当する利益又は利息は、株主名簿に記載した株主の住所又は株主が会社に通知した場所（以下住所等という。）において、これを支拂わなければならない。

2 前項の利益又は利息の支拂に要する費用は、会社の負担とする。但し、株主の責に帰すべき事由によつてその費用が増加したときは、その増加額は、株主の負担とする。

3 前二項の規定は、日本國（大蔵大臣の指定する地域を除く。）に住所等を有しない株主に対する支拂については、これを適用しない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第七十号の末尾に掲載〕

臨時通貨法の一部を改正する法律案
臨時通貨法の一部を改正する法律

臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二條中「五十錢、十錢、五錢及一錢ノ四種」を「五圓、一圓、五十錢、十錢、五錢及一錢ノ六種」に改める。

第三條中「五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十圓迄、一圓ノ臨時補助貨幣ハ十圓迄、五十錢ノ臨時補助貨幣ハ十圓迄」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

臨時通貨法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第七十号の末尾に掲載〕

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

例に関する法律案
農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

第一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の分割若しくは資産の譲渡を受け又は債務の引受をする場合においては、有價証券移轉税は、これを課さない。

前項に規定する財産の移轉に関しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の価格は、市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会の譲渡直前の帳簿価額による。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案

例に関する法律案
農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

第一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の分割若しくは資産の譲渡を受け又は債務の引受をする場合においては、有價証券移轉税は、これを課さない。

前項に規定する財産の移轉に関しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の価格は、市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会の譲渡直前の帳簿価額による。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第七十号の末尾に掲載〕

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案
内閣総理大臣等の俸給等に関する法律

第一條 左に掲げる官吏（以下内閣総理大臣等という。）の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

一 内閣総理大臣
二 國務大臣
三 検査官
四 人事委員長及び人事委員
五 特命全權大使
六 宮内府長官
七 侍從長
八 特命全權公使

第二條 内閣総理大臣等の俸給月額は、別表による。

第三條 あらたに内閣総理大臣等になつた者には、発令の日から、俸給を支給する。但し、退官した

者又は免官された者が即日内閣総理大臣等に任ぜられたときは、発令の日の翌日から、俸給を支給する。

第四條 内閣総理大臣等が退官、免官又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで、俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一を以て俸給日額とし、日割によりこれを計算する。但し、その額が俸給月額を超えるときは、これを俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は毎月二十一日に、これを支給する。但し、第四條の場合においては、その際、これを支給する。

第七條 内閣総理大臣等に対しては、俸給の外勤務地手当、退職手当、死亡賜金及び旅費を支給する。

前項に掲げる給與の額、支給條件及び支給手続は、一般官吏について定められているものの例による。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條から第五條まで及び第七條（旅費に関する部分を除く。）の規定は、昭和二十三年

の法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

一月一日以後の給與につき、これを適用する。

第一條及び別表中「人事委員長及び人事委員」とあるのは、人事委員会の設置に至るまでは、「臨時人事委員会の委員長及び委員」と読み替へるものとする。

内閣総理大臣等が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当給與令（昭和十七年勅令第二百二十一号）による臨時家族手当、交通至難の場所に在勤務する職員に手当給與の件（大正九年勅令第四百五号）による臨時勤務地手当、政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第四百十号）による臨時手当、退職手当及び死亡賜金は、これをこの法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額（退職手当及び死亡賜金に係る部分の金額を除く。）と、この法律による俸給及び勤務地手当の合計額との差額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、これを同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

官職名 俸給月額
内閣総理大臣 二五、〇〇〇円

官報号外 昭和二十三年六月十日

國務大臣 二〇、〇〇〇円
検査官 二〇、〇〇〇円
人事委員長 二〇、〇〇〇円
人事委員 二〇、〇〇〇円
特命全權大使 一八、〇〇〇円
宮内府長官 一八、〇〇〇円
侍從 長 二五、〇〇〇円
特命全權公使 二五、〇〇〇円

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第七十号の末尾に掲載〕

〔早稻田柳右エ門君登壇〕
○早稻田柳右エ門君 たいだいま議題となりました四つの法案について、委員会の経過を報告いたしたいと存じますが、その詳細は速記録に譲りまして、ごく簡単に結果並びに経過を御報告申し上げます。

第一の、会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案であります。が、本案は、証券民主化の線に沿つて、会社の配当する金額等から郵便料等を出して、残りがきつめて少くなるのは、民主化に支障を来すというので、配当支拂の費用はすべて会社に負担させた方がよからう、させようというので提案された法案であります。

第二は、臨時通貨法の一部を改正する法律案についてであります。臨時通貨法は、臨時補助貨幣として五十銭、十銭、五銭、一銭の四種を規定しております。そのうち、現在製造いたしておりますのは、五十銭の黄銅貨のみであります。最近の物價情勢から見まして、従来の五十銭の補助貨幣は額面價格が低きに過ぎますので、これよりも高額の補助貨幣を発行すること、日常取引の便利を増進するゆえんであると考えるのであります。近く物價改訂に伴い、人件費の高騰及び物件費の上昇が起りますれば、現行の五十銭補助貨幣は、一枚あたりの製造経費が五十銭を超えることが予想されます。そこで臨時通貨法の一部を改正したいというのが、本法案の趣旨であるわけでありま。

第三の法案は、これは少し詳細に申し上げますが、議員内藤友明君外三名提案になる法案でありまして、農業協同組合云々という長い法案であります。

農業協同組合法の制定に伴い、御承知のように、来る八月十四日までに従来の農業会が解散をして、農業会の財産中、新しくできた農業協同組合において必要なものは、いたすに散逸させることなく、協同組合に移譲すること、ができることに相なつております。しかし、これら財産を協同組合に移譲する場合に、現在の各種税制によりますれば、新取得者たる組合が國税及び地方税を負担しなければならぬ建前になつております。これらの課税基準が時價によつて評價される場合を考えますと、農業協同組合においては相当

多額の税を負担することが予想されるのであります。しかるに、この財産の移轉は、法律によつて農民の財産が單に新しい組織に移るだけである。このことによつて農民の負担が新規に加わる結果になることは安当でないと思ひます。また、新発足する農業協同組合にこの税負担を與えるということは、事務を繁雜にさせ、協同組合の健全なる發達に大きな障害になると思はれるのであります。かような關係で、このたびこの法案を制定して、こうした負担を軽減しようとしたしておるのが、本法案の趣旨であります。

最後に、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案であります。現在のインフレーションの上昇に伴ひまして、内閣総理大臣の俸給が二万五千円、國務大臣、検査官、人事委員長、人事委員及び特命全權大使がいずれも二万円、宮内府長官が一萬八千円、侍從長及び特命全權公使がいずれも一萬五千円、この俸給の支給方法を定めたのが本法案であるわけでありま。

委員会におきましては、これら法案が付託せられ、政府並びに提案者の説明を聴取いたしました上、慎重に審議を重ねてまいつたのであります。が、最後には、いずれも安当な法案であるというので、討論を省略いたしました次第であります。

以上、簡單ながら御報告を申し上げ

ます。（拍手）
○副議長（田中萬逸君） 四案を一括して採決いたします。四案の委員長報告はいずれも可決であります。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長（田中萬逸君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

○笹口晃君 大蔵大臣の演説に対する残余の質疑は延期し、明日正刻より本会議を開きこれを継続することとし、本日はこれにて散会されんことを望みます。

○副議長（田中萬逸君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長（田中萬逸君） 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君
兼外務大臣
大蔵大臣 北村徳太郎君
厚生大臣 竹田 儀一君
農林大臣 永江 一夫君
商工大臣 水谷長三郎君
運輸大臣 岡田 勢一君

國務大臣 栗栖 越夫君
國務大臣 吉米地義三君
國務大臣 西尾 末廣君
國務大臣 一松 定吉君
國務大臣 船田 享二君
出席政府委員

總理府事務官 山本 高行君
大藏事務官 福田 越夫君
大藏事務官 河野 一之君
大藏事務官 村上 一君
大藏事務官 平田 敬一郎君
專務局長官 原田 富一君
商工事務官 細井 富太郎君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨八日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を承領した。

大藏事務官 大槻 義公
同 北島 武雄

第二回國會議府委員を命ずる

一、昨八日財政及び金融委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は同日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

取引高税法案

一、意見を聞こうとする問題

煙草の値上げについて

基礎控除扶養控除及び勤労控除その他所得税法改正について
取引高税新設について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求めらる。

昭和二十三年六月八日

財政及び金融 早稻田柳右エ門
委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨八日財政及び金融委員長から左の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

取引高税法案

一、意見を聞こうとする問題

煙草の値上げについて

基礎控除扶養控除及び勤労控除その他所得税法改正について
取引高税新設について

一、公聴会の日時

六月十四日、十六日、十七日、午前十時

右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十三年六月八日

財政及び金融 早稻田柳右エ門
委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨八日内閣から提出した議案は次の通りである。

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案

所得税法の一部を改正する等の法律案

取引高税法案

經濟安定本部設置法案

通信省設置法案

通信省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、經濟警察法第十三條第一項の規定による地方經濟警察廳の設置に關し承認を求めらるの件

一、昨八日委員会に付託された議案は次の通りである。

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律案(内閣提出)(第九二号)

所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第九三号)

取引高税法案(内閣提出)(第九四号)

以上三件

財政及び金融委員会 付託

經濟安定本部設置法案(内閣提出)(第九五号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、經濟警察法第十三條第一項の規定による地方經濟警察廳の設置に關し承認を求めらるの件(内閣提出)(承認第四号)

以上二件 決算委員会 付託

一、昨八日衆議院に送付した内閣提出

案は次の通りである。

農藥取締法案

一、昨八日予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(内閣友明君外三名提出)

一、昨八日衆議院から次の内閣提出案を撤回することを承諾した旨の通知書を承領した。

家畜用血清類取締法案

一、昨八日内閣から次の議案を撤回することについて衆議院の承諾を得た旨の通知書を承領した。

家畜用血清類取締法案

一、昨八日提出した緊急質問は、次の通りである。

労働政策に関する緊急質問(倉石忠雄君提出)

定價 一部 二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇圖書課